

## 第 57 回琵琶湖レジャー利用適正化審議会【議事録】

■日時：令和 6 年 2 月 13 日（火）14 時～16 時

■場所：滋賀県庁新館 7 階 大会議室

■出席委員：岩城委員、岩崎委員、植田委員、上田委員、宇尾委員、浦部委員（会長）、窪園委員、黒須委員、善当委員、田中委員、深町委員、山本委員、  
【出席 12 名（うち、深町委員はオンライン）、欠席 3 名】

### ■会議次第

1. 開会・滋賀県理事挨拶

2. 議事

（1）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況等について

（2）航行規制水域の見直し検討について

（3）滋賀県琵琶湖等水上安全条例の改正について

3. 閉会

### ■議事内容

（事務局） 議事（1）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況について説明。

（会長） どうもありがとうございました。

非常にたくさんありましたが、ただいまご説明いただきました事項につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等をお受けいたしたいと思います。

ご意見やご質問がある委員は挙手をお願いいたします。

（委員） じゃあ、お願いします。

（会長） ○○委員、よろしく願いいたします。

（委員） ○○と申します。ご報告ありがとうございました。

資料 2-1 の 12 ページの上のほうに、ローカルルール締結推進というお話がありました。これは、昨年度以前も、この件について強化されるということで承っておりました。なかなかうまくいかないというお話もあったと思うんですけども、いろんな環境変化の中で、大きな琵琶湖の中で起こる変化、これを県のほうで絶えず把握するのは難しいと思いますので、極力、待ちの姿勢ではなくて、もう少し今よりも踏み出して、プロアクティブにといいますか、いろんな意見聴取、課題の聴取に取り組んでいただきたいなという、そういう意見であります。どうしても県というお立場になると、大局的に見るということになると思うんですが、いわゆる着眼大局、着手小局といいますか、そういった形での取組姿勢が必要かなというふうに思いましたので、1 つ目の意見としてお伝えいたしたいと

思います。

それから、2つ目の点は、これはこちらのお願いとということもあるんですが、瀬田漕艇倶楽部というのは、活動をしている使用の舟というのは、プレジャーボートの中でも手こぎボートであったり、カヌーのようなものが中心なんです。主に南湖あるいは瀬田川が活動水域の中心になります。今回、冒頭に理事のほうからお話がありました、濁水による影響がかなり出ておまして、具体的に言いますと、濁水によって以前は全然見えていなかったもの、特に湖岸あるいは河岸から近いところの、通常でいう沈下物でしょうか。そういったものが見え出して、そういう部分にそういうボートあるいはカヌーが接触するという、これは不注意ということもあるんですけども、そういった変化が一部出てきております。橋桁等もですね、通常沈下している部分で見えない部分で、突起物のようなものが出てきたりとかそういった部分もあったりして、我々も非常に注意をしながら航行しているんですけども、こういう状況が恐らく濁水化による変化の中で今年しばらく続くとするのであれば、プレジャーボートのいろんな事故の原因にもなりかねないのではないかなということを少し懸念をしておりますので、こういった点につきましても、ぜひアテンションをしていただきまして、取組あるいは課題の解決等につなげていただきたいなという、そういうお願いでございます。

以上です。

(会長) それでは、〇〇委員、お願いいたします。

(委員) すみません、〇〇と申します。

チャネルキャットフィッシュについて教えていただきたいんですけど、再放流禁止、リリース禁止をしていくという流れだと思うんですけど、僕も釣りは非常によくするほうなんですけど、いまだまだチャネルキャットフィッシュを狙って釣りをしたことがないので、あまりルールを、減らすというのが目的だと思いますので、もうちょっと自由に、柔軟にしたほうが、取って食べておいしいとも聞きますので、もうちょっと自由にしたほうが、柔軟にしたほうが結果的にいい方向に進むのではないかと思っております。一つの意見として、お願いいたします。

(会長) では、〇〇委員、お願いいたします。

(委員) すみません、〇〇と申します。

今、言われたチャネルキャットフィッシュについてなんですけども、琵琶湖を戻す会では、いつも毎年シンポジウムを開いてまして、そこでの報告で、チャネルキャットフィッシュについての報告も毎年何ケースか報告されています。県からのほうの報告もございませし、それから先ほど説明のあった霞ヶ浦での実態のご報告も毎年されているというところ

ろです。霞ヶ浦の話でいくと、本当に網の中でおなかがぱんぱんになっている写真とかが  
あって、もしこの魚が増えたらとても大変なんだというのは、毎年シンポジウムの中でも  
話し合われています。この魚を増やさないためにどうするのかというのを考えんとあかん  
と思うんです。先ほどの報告で、ブラックバスそれからブルーギルが減ってきたというこ  
とに関して、駆除圧をかけてきたというのが大きいと思うんです。その中で、琵琶湖では  
リリース禁止条例というのが大きな役割を果たしてきたというふうに思うので、この魚に  
ついて、それを適用してリリース禁止にしていく方が、この魚を増やさないためにもい  
いんではないかというふうに思います。

(会長) ○○委員、よろしくお願いします。

(委員) すみません、○○と申します。

資料の2-6の中で、監視・取締りにおける取締体制の強化についてというところでは  
が、その中の停止命令書の交付が令和5年8件ということで報告されておりますが、どこ  
でどのような事案があったのか、教えていただければありがたいと思います。よろしくお  
願いします。

(事務局) すみません、今回、細かいどこで何点かという資料は持ってはいないんですけ  
ど、この大半が指導・警告件数のものと同じで、南小松、近江舞子のほうがほとんどにな  
ります。数が多いので、それだけ違反をする者であったり、外の近江舞子ではない全然別  
のマリーナから来て遊んでおられる方が多いので、そういった方が原因でこの場所で多い  
のかなというふうに思っております。

(会長) どのような違反というところまでは、まだ手元に資料はないでしょうか。

(事務局) 違反の内容ということですか。

(会長) そうです。

(事務局) 先ほど申しあげましたように、航行規制水域内での航行がほとんどに、ほと  
んどというか全てになります。湖岸の近くを横走したりであったり、蛇行したりっていう  
ところになります。また、そういった方に注意しても止められなかった方であったり、悪  
質な航行であると思われる方に注意させてもらってます。

(会長) よろしいでしょうか、○○委員。

(委員) はい、分かりました。

(会長) そのほか、ご質問、ご意見等のある委員はいらっしゃいませんか。

私のほうから、チャンネルキャットについて1つあれなんですけれども、チャンネルキャットにリリース禁止ということが、成果を生むかどうかというところは、ちょっと微妙なところかなと私も思います。バスなどに比べると、釣り人口が非常に少ないのではないかというふうに、今のところは思っておりますが、霞ヶ浦の事例なんかを見ますと、スポーツフィッシングの対象として見ている人もかなりいるようで、地域によっては、自治体によってはリリース禁止っていうところもあるようです。ですから、滋賀県も、今後の動向を見つつ、場合によっては、少しそういう釣り人が増えてくるのに先に手を打つような形でリリース禁止にすることが必要になってくるかなと思います。現在の時点では、現状としてはあまり鑑みる必要性は私も感じないんですけれども、将来のことを見据えると、先に警告の意味でリリース禁止ということをやっておくというのも一つの手かなというふうに思います。

〇〇委員、お願いいたします。

(委員) 〇〇と申します。

びわこルールキッズの取組、非常に将来性のあるすばらしい取組だなと感じました。環境保護、環境保全教育としても、お子さんを巻き込んだ取組というのは、そういった意味で将来性があるかなというふうに思います。こちらの資料2の8のチラシ、拝見させていただいて、県スポのキャプティブですか、マスコットの記載があるので、県スポ・障スポを控えていますので、観光客の増加という点でも大きなイベントかなと思います。ですので、こういったイベントを広く県からも周知していただきまして、スポーツではないかもしれませんが、一つの大会として一つのいい契機にさせていただけるといいのかなというふうに思いました。

以上です。

(会長) ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問等お持ちの委員はおられませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございます。

それでは続きまして、2つ目の議題のほうに移らせていただきたいと思います。

2つ目の議題、航行規制水域の見直し検討についてということで、また事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局) 議事(2)航行規制水域の見直し検討について説明。

(会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、委員のほうからご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

〇〇委員、お願ひいたします。

(委員) ありがとうございます。今の説明による内容ですと、検討というのがこういうテーマになっているんですけども、状況としては静観する、静ひつな環境取組を進めるということで、特段のアクションは起こさないという、そういうことと理解してよろしいでしょうか。

(事務局) 特段のアクションというか、こちらとしては、とにかく普通に監視するときにも必ずここは立ち寄るといふ重要ポイントという位置づけを3地点で来年度もしていきたいというふうに思っています。私の監視なりする側の心情といたしましては、静観するというよりかは、そこを熱心に見ていく。そして、森からの説明もありましたですけども、とにかく声をかけて、まずルールを知らない方にはしっかりとこういうルールだよとか地元の声だとかっていうことをしっかり伝えていく。そこは、決して気持ちとして待ちっというよりかは声をかけていくという積極的な姿勢というふうな気持ちで取り組んでいきたいというふうに思っております。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 〇〇委員、よろしくお願ひいたします。

(委員) ありがとうございます。この件で、私も琵琶湖の湖岸の近くにすぐ建っているようなところに住んでいるんですけども、何か市からこういうふうな希望が出てくるのはすごく重いことだと思うし、静寂な環境であるということに大事にしたいということに対して、どういうふうな、そのことが出てきていること自体を重く受け止めて何らかの対応を取ってほしいなというふうな、そういうふうな気持ちを持っているような住民も多いんじゃないかと思うんです。必ずしも苦情を言ったからとかいうことではなくて、もう少し何か柔軟なというか、どういう形でそういう地元からの思いに応えていかれるのかなというところをもう少しお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(事務局) そのところは、我々、実務をしております、琵琶湖のこのような利用の場面で言いますのは、琵琶湖の自由使用とか、原則的には自由に琵琶湖を航行できるものといった側面と、静かな琵琶湖を保ちたいというふうな、そういう相反するようなそう

いう考えがぶつかり合うというふうな感じではありまして、我々としての考え方としては、条例という法規を使って規制をするという以上は、一定の根拠なり理屈っていうことをきちんと整理しないといけないのではないかというふうに考えているところです。そういうことから、ご説明させてもらったように、苦情だとか要望を頂いて、実際監視してもなかなか利用状況的にそこまで活発でもないっていうところで、すぐに条例による規制は難しいと考えています。一方で先生おっしゃるみたいに、地元さんの思いというのは、非常に我々も重たいというか重要な声だなというふうに感じてまして、その中で我々として何ができるのかと思ったところで、まずはそういった声っていうことに関して、規制区域にかかってないからといって何もしないのではなくて、かかっていなくてもとにかく現場に足を運んで、その場で問題のあるものがあたらきちっと注意をして、それでも駄目だったり問題がエスカレートしてくるようだったら、いろんな、二の手、三の手ではないですけど、法規の力も使ってという形でやっていきたい。ですので、一定我々も、地元さんなり市役所さんの声っていうのは非常に大事な声だなというふうに思って考えて取組をしたいというふうに考えております。

(委員) ありがとうございます。

(会長) よろしいでしょうか、〇〇委員。

ほかにご意見、ご質問等をお持ちの委員はいらっしゃいませんか。

八坂地区につきましては、私も大学に近いので、ここはよく存じているんですけど、今のところ、湖岸にあるカフェですかね、その特定のところから車を浜に入れて水上バイクをしているという方ですけど、私も時々見るんですが、今のところはあまり人数的には多くない感じですので、車を置けるスペースもそれほど広くないですし、今のところ、もしきちんと注意してルールを守ってやっていただければというなら、静観でよろしいのかなと思っています。それほどたくさんの人が一堂に集まっているという感じではないように思っております。

それでは、この議題につきまして、ほかにご意見をお持ちの方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、3つ目の議題に移らせていただきたいと思います。

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の改定についてということでございます。

それで、こちらにつきましては、琵琶湖について、昨年の夏から水上バイク等の危険操船が課題になっているということで、度々ニュースでも報道されましたので、おわかりの方もいらっしゃるかと思いますが、滋賀県警察本部において所管されている滋賀県琵琶湖等水上安全条例の改正案が今月の県議会の定例会議に提案されるというふうに伺っております。この改正案は、これ自体は県警のほうの管轄でございますけれども、レジャー利用の適正化ということと非常に関連が深いございますので、皆様と情報共有させていただき

まして、そして改正のポイントにつきまして、県警本部地域課から本日も報告をお願いしたいと思っております。

それでは、説明をよろしく願いいたします。

(滋賀県警) 議事(3) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例の改正について説明。

(会長) ありがとうございます。

先ほども申しましたが、本年の琵琶湖でのこういう水難事故は、過去に比べて格段件数的には多いというわけではないようですけれども、死亡事故が相次ぎましたことから、度々ニュースになりました。

それで、当審議会の審議内容といたしましては、レジャー利用適正化条例第23条に基づいて、レジャー利用基本計画、航行規制水域、レジャー活動に伴う環境負荷の低減に係る事項を審議することとなっております。水難事故の防止とか安全面ということに関しては、この審議会の審議対象ではございませんが、ここに関係の委員の皆様もたくさんお集まりでございますので、この機会でございますから、皆様それぞれのお立場から今県警のほうから説明がありました水上安全条例の改正案に質問、ご意見等がありましたら、お受けいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

〇〇委員、お願いいたします。

(委員) お酒を飲んで操船した場合のところで、どこからが酒酔い操船というふうになるんですか。

(滋賀県警) 酒酔いとは、酩酊状態となっているような状態です。それ以前は酒気帯びとして捉えて、一定の数値以上で酩酊状態になっていない場合は酒気帯びなんですけれども、酩酊状態になりますと酒酔いとして認定しております。

(委員) それは、呼気の数字、データで区別するということ。

(滋賀県警) 酒酔いは、取りあえず一滴でも、酒をおちょこ一杯でも、それで酩酊状態になっていたら、正常な操船ができないということで酒酔いなんですけれども、例えば缶ビール1杯飲んで酩酊になっていない状態で数値が決まっている数値以上に出ますと、それは酒気帯び操船として検挙対象となります。

(委員) 人によって酩酊なのかどうなのかということとか、何か判断が難しそうな気がちょっといたしますが、いずれにせよ乗り物で何かあると重大な事故を起こしますので、酒気帯びでも罰則ということに対しては進めてもらったほうがいいのかなというふうに私

は思っております。

(滋賀県警) ありがとうございます。ただ、免停は、また免許の法律とは違いまして、条例上はそこまではできないというご理解でよろしくをお願いします。

(会長) ○○委員、よろしくお願いいたします。

(委員) 資料4-1の改正のほうですけども、その中に、酒酔い操船(全船舶対象)、酒気帯び操船(動力船に限る。)、薬物のほうは全船舶対象、この動力船は分かるんですが、全船舶というのはどういう範疇なのか、教えてください。

(滋賀県警) 分かりました。すみません、これは罰則対象と思ってもらって結構なんですけれども、酒酔いや薬物については、全船舶が対象となります。酒気帯び操船については、これは禁止規定は全船舶にかけるんですけれども、罰則の適用については動力船に限るということです。

(委員) それで、全船舶という表現ですけども、これは具体的にどういうことをおっしゃっているのかを教えてください。例えば、手こぎボートも入るんですかとか。

(滋賀県警) 全船舶とは、今おっしゃられたとおり、手こぎボートや無動力船、それらも入ります。

(委員) もう一つ掘り下げたら、例えばカヌーであるとか、そういうことも入るわけ。

(滋賀県警) カヌーとかウインドサーフィンなども入ります。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) ○○委員、よろしくお願いいたします。

(委員) すみません、いろいろ無知なもので教えていただきたいんですが、こうした条例の先例といいますか、先んじて条例として導入しているところというのはあるのかどうかというのを教えてください。

(滋賀県警) 先行県としましては、3県ありまして、東京、茨城、兵庫、これが酒気帯びを罰則規定しているところです。滋賀県にあっては、4都県目となります、今の状況で



は。

(委員) ありがとうございます。そうした事例も参考にされながらつくられたということですか。

(県警) 各都道府県、今申しました3都県の条例を参考にはさせてもらっております。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) 私のほうから1つ質問させていただきたいんですけども、実際に監視作業などに当たっております、こういう酒気帯びで航行しているようなケースというのは、時々はあるものなんでしょうか。もちろん、そういう人が特に重大な事故のもとになるというのは分かるんですけど、たまにありますか。

(県警) やはりバーベキューなどが付き物となる、浜でバーベキューなんかをしてご家族で来られてアルコールが付き物となっている状況は、私は散見しております。

(会長) バイクに限らず水の上に出るときの酒気帯びは非常に危険だと思いますので、これはあつてしかるべきかなと思います、プレジャーボートに限らず全ての船舶について。

(滋賀県警) ありがとうございます。

(会長) ほかが意見ございませんでしょうか。せっかく県警も来ておられるので、この改正案だけにとどまらず、より安全なレジャーのためにも、もしご提言いただけることがあれば、ここで言うていただいたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。ほかにご意見ございませんでしょうか。

それでは、時間が多分ちょっと早いようですけども、意見が出尽くしたようでございますので、一旦ここで本日の議事を閉じさせていただきたいと思っております。

また、本日皆様からいただきました意見を、より琵琶湖のレジャーの適正化に向けて施策の推進に生かしていきたいというふうに考えております。

また、航行規定の水域の見直しの要望についても、来年度の利用状況の確認、それから静かな利用環境などの保持を引き続き進めていただきますよう、県の担当者の皆様にはお願いをいたします。

それでは、本日の議事は以上とさせていただきます。

事務局に司会をお返しいたします。

(事務局) 会長、どうもありがとうございました。

私のほうから、少し補足でもないんですけれども、感じたことを少しご説明をさせていただきたいと思います。

全体を通してということになるんですけれども、本日、まず前半のほうで、チャンネルキャットフィッシュの現状についてご説明をさせていただき、幾つかご意見をいただきました。今回、2-11 という形で資料を提示し、ご説明をさせていただきましたけれども、何か何らかの結論があってご説明をさせていただいた、ということでは全くなくて、あくまで現状を報告させていただいて、今後必要な調査とか、あるいは対策を含めて考えていくためのきっかけとしてご報告を、皆様と共有をさせていただいた、というふうなことで、何らかの結論ありきということでは決してございませんので、あらかじめご理解いただければと思います。

それと、資料3のほうで、航行規制水域の検討についてということで、今回の議事では(2)というようにございまして。航行規制水域の検討で3つの地区についてご説明をさせていただきました。地区の委員さんからもご意見をいただきましたけれども、例えば会長からご説明、ご意見がありました八坂町以外で、例えば今回であれば高島市の横江浜と彦根市の松原というふうなことでございます。今回こういう形で説明させていただいた意図は、昨年までもそうなんですけれども、特にこういう市町からの要望のようなものがあって、実際に航行規制水域として、そこを認めていくのかどうかということの議論の俎上にのせていくために、これまでこういう形でご説明をさせていただいたというような趣旨でございまして、これまでからレジャー条例ができて以降、幾度かこういう形で航行規制水域を当初作ったエリアよりも拡大したり追加したりしてきたケースが過去にございますけれども、参考までにこれまでの運用状況でいいますと、そういう市町からの要望があって、イコールすぐ航行規制水域を拡大するというようなことではなくて、それ以外に、つまり市町さんの意見以外に、実際に現在のプレジャーボートの利用状況、相当程度利用されているのかどうかということと、それ以外にこれが一番大きいんですけれども、周辺の騒音被害が実際として認められるかどうか。地元からのそういう苦情が発生しているかどうかということの一つの判断基準にこれまでから運用してきた経過がございまして。そういうことからすると、高島市の横江浜であったり、彦根市の松原というようなところは、どちらかというところ、これから騒音被害が出るおそれがあるようなところとか、あるいは予防的にそういうところに網がかけられないかというような趣旨での要望にも思える部分がございます。現に議論の俎上にのせて我々も特にそういうエリアを重点的にパトロールのときに監視はしているものの、ご説明させていただいたように、実態として騒音の被害が見られないとかいうような状況で、これまでの運用実態から照らすと、なかなか即航行規制水域を拡大する根拠には、現時点では乏しいのかなと。ただ、市町さんの意見も大変貴重な意見でございますので、そこはもう現場をよく知る市町さんとも連携しながら、引き続き重点的に監視をして、本当に他の手段でも防げないような、そういう騒

音被害の実態があるのであれば、最終的には航行規制水域を追加、新規で設定したり、そういう手段を考えざるを得ないのかなというのがこれまでからの運用実態というようなことなので、参考までにご報告をさせていただきます。

それとあと最後に、琵琶湖等水上安全条例ということで、県警のほうから説明をさせていただきましたが、我々も環境面から監視活動をしていく中で、度々県警さんとも連絡も取り合いながら連携して取り組んできたところがございますし、陸上での啓発も含めて、目的は異なるとはいえ、やっている行為とか目指すべき方向も似たようなところもございますので、今回条例改正案ということでございますけれども、今回もし仮にこの条例が通るといようなことであれば、県警さんとしてもいろんな手段で今後周知啓発活動をされていかれるかなと思うので、我々環境サイドとしても非常に密接不可分なそういう取組でございますので、我々も今後県警さんとの連携をさらに密にしながら、共同で啓発したりとか、合同で何か監視をしたりとか、何かそういう関係性をさらに強化をしていければなというふうに感じているところでございますので、引き続き皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局) ありがとうございます。

では、事務局に戻していただきまして、委員の皆様、審議のほう、大変お疲れさまでございました。また、浦部会長、議事の進行等ありがとうございます。

それでは、これもちまして第57回琵琶湖レジャー利用適正化審議会を終了させていただきます。今後とも、皆様どうぞよろしくお願ひします。本日はありがとうございます。